

●香川県告示第14号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
 昭和35年香川県告示第189号（海岸保全区域の指定）で指定した豊浜港和田浜地区海岸の海岸保全区域は、廃止する。

平成28年1月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
燧灘	豊浜港	和田浜	<p>1 指定場所 観音寺市豊浜町和田浜字高須賀1531番3地先から観音寺市豊浜町和田浜字宮隅1619番地先まで</p> <p>2 指定区域 基点1から基点4までを順次結んだ線、基点1と補助点1とを結んだ線、補助点1から補助点6までを順次結んだ線及び補助点6と基点4とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 四等三角点 大平木 （北緯34度04分06.3546秒、東経133度38分41.0481秒） 基点1 基準点から307度16分31秒、1,408.02メートル、 観音寺市豊浜町和田浜字高須賀1531番3地先の表示杭 基点2 基点1から192度04分19秒、427.65メートル、観音寺市豊浜町和田浜字高須賀1531番24地先の表示杭 基点3 基点2から102度05分03秒、285.79メートル、観音寺市豊浜町和田浜字宮ノ後1550番10地先の表示杭 基点4 基点3から192度21分01秒、310.52メートル、観音寺市豊浜町和田浜字宮隅1619番地先の表示杭 補助点1 基点1から258度45分47秒、109.01メートルの点 補助点2 基点1から245度55分48秒、124.00メートルの点 補助点3 基点1から229度05分13秒、91.64メートルの点 補助点4 基点2から237度15分04秒、77.69メートルの点 補助点5 基点3から239度27分03秒、81.04メートルの点 補助点6 基点4から282度29分04秒、58.52メートルの点</p>